

# 矢掛町農業委員会議事録

## 1. 開催日時

令和8年1月9日（金）午前9時30分～午前10時10分

## 2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

## 3. 出席委員 15名

農業委員8名			農地利用最適化推進委員7名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	小坂 一司	出
2番	水川 治	出	美川地区推進委員	竹内 恵夫	出
3番	大山 勝之	出	三谷地区推進委員	浅野 尚宏	出
5番	藤原 国夫	出	山田地区推進委員	神田 浩志	出
6番	松田 智仁	出	川面地区推進委員	妹尾 宣明	出
7番	谷許 安治	出	中川地区推進委員	多賀 秀樹	出
8番	坪井 幹子	出	小田地区推進委員	土井 博文	出
9番	高月 周次郎	出			

## 4. 議案日程

- (1) 議案第43号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第44号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第45号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第46号 農用地利用集積等促進計画（No.12）（案）の決定に対する意見について（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (5) 議案第47号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る岡山県農地中間管理機構への要請について（農地中間管理権の設定に関するもの）

事務局長	年頭にあたり、公務ご多忙の中、山岡町長にお越しいただいております。 山岡町長よりご挨拶を賜りたいと思います。
町長	(町長 あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 また、山縣副町長にもお越しいただいております。ご挨拶をお願いします。
副町長	(副町長 あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 農業委員会代表として、高月会長から挨拶を申し上げます。
会長	(会長 あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 町長・副町長は、他の公務がありますので、ここで退席されます。 (町長・副町長 退室)
議長	それでは、ただ今から令和7年度第10回農業委員会総会を開催します。
議長	本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会 会議規則第6条により、総会は成立します。 本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、7番 谷許委員と 、8番 坪井委員を指名します。 それでは、議事に入ります。 本日の議事につきましては、議案第 <u>43</u> 号から議案第 <u>47</u> 号の <u>5</u> 議案で す。
議長	議案第 <u>43</u> 号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>9</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事務局	(議案朗読説明)
	以上9件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号に は該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>44</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
矢掛地区 推進委員	現地確認をしました。譲受人は以前からこちらの農地を耕作しており、特に問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありました。事案番号 <u>44</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>44</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>45</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
1 番委員	こちらは、丸本酒造(株)が農業部門として、(株)竹林寺山ネイチャーファームという子会社を設立し、こちらの農地を譲り受けたという案件です。これから農業を本格的にされるとということで、特に問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>45</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>45</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>46</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
1 番委員	事案番号 <u>45</u> 番の農地と割田になっており、同じ案件になります。 特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>46</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)

議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>46</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>47</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
1 番委員	こちらは、譲受人が所有する農地と割田になっており、譲渡人の農業廃止に当たり、譲り受けたということですので、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>47</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>47</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>48</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
1 番委員	こちらは、圃場整備出来ていない耕作放棄地となっている農地を、譲受人が整備されました。これから、本格的に耕作をされると思いますので、特に問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>48</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>48</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>49</u> 番につきましては、岸野委員の自己に関する案件が含まれており、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで、岸野委員の退席をお願いします。 (午前 9時 52分 岸野委員 退席)
議 長	事案番号 <u>49</u> 番につきまして、意見等をお願いします。意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)

議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>49</u> 番につきましては、許可と決定します。 (午前 9時 53分 岸野委員 復席)
議 長	事案番号 <u>50</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
5 番委員	現地を確認しました。譲受人は農業を手広くされており、適切に管理出来ると思いますので、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>50</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>50</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>51</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
6 番委員	双方合意しており、譲受人は適切に管理出来ると思いますので、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>51</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>51</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>52</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
3 番委員	こちらは、贈与による所有権移転となります。きちんと保全管理されている農地です。特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>52</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)

議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>5 2</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>4 4</u> 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、 <u>1</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事案番号5番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。  総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。事案番号 <u>5</u> 番について、地元農業委員の意見をお願いします。
6 番委員	現地確認をしました。被害防除計画書の通り、周辺農地への影響等、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>5</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>5</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>4 5</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>1</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事案番号19番は、申請農地から500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第3種農地としています。  総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。事案番号 <u>1 9</u> 番について、地元委員の意見をお願いします。

<p>矢掛地区 推進委員</p> <p>議 長</p> <p>各 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>交番予定地の隣りの農地を、公共施設利用者のための駐車場を造ります。町へ引き渡すので、特に問題はありません。</p> <p>地元委員から意見がありました。事案番号 <u>19</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がありませんので、事案番号 <u>19</u> 番につきましては、許可と決定します。</p>
<p>議 長</p> <p>会長職務</p>	<p>議案第 <u>46</u> 号 矢掛町農用地利用集積等促進計画 (No. 12) (案) の決定に対する意見について、私の自己に関する案件が含まれており、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで、私は退席します。議事の進行は 同法第16条の規定により、岸野職務代理者へお願いします。</p> <p>(午前 10時 2分 高月会長 退席)</p> <p>高月会長に代わり、議事を進行します。 事務局から説明します。</p>
<p>事 務 局</p> <p>会長職務</p> <p>各 委 員</p> <p>会長職務</p>	<p>議案第46号は、地域計画内の農地について、岡山県農地中間管理機構を通して農地の貸借を行う案件であります。なお、地域計画外の農地の貸借については、次の議案第47号で審議いただきます。</p> <p>(計画の内容について説明)</p> <p>事務局の説明が終わりました。議案第 <u>46</u> 号について、意見等をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がありませんので、議案第 <u>46</u> 号について、「異議なし」と決定します。</p> <p>(午前 10時 5分 高月会長 復席)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 <u>47</u> 号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る岡山県農地中間管理機構への要請について、事務局から説明します。</p>

事務局	<p>議案第47号は、地域計画外の農地について、岡山県農地中間管理機構を通して農地の貸借を行う案件であります。農地所有者と耕作者から提出のあった貸借内容を市町村長が決定するにあたり、農業委員会から農地中間管理機構へ、農用地利用集積等促進計画の作成を要請するものです。</p>
	<p>(計画の内容について説明)</p>
議長	<p>議案第47号につきまして、意見等をお願いします。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議がありませんので、議案第47号について、岡山県農地中間管理機構へ計画作成を要請します。</p>
議長	<p>次に4.各種報告について確認します。</p>
議長	<p>(1) 利用目的の変更届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。</p>
中川地区 推進委員	<p>事案番号1番について、確認しました。問題ありません。</p>
小田地区 推進委員	<p>事案番号2番、3番について、確認しました。問題ありません。</p>
議長	<p>(2) 農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。</p>
矢掛地区 推進委員	<p>事案番号1番について、確認しました。問題ありません。</p>
美川地区 推進委員	<p>事案番号2番について、確認しました。問題ありません。</p>
三谷地区 推進委員	<p>事案番号3番から6番について、確認しました。問題ありません。</p>
山田地区	<p>事案番号7番について、確認しました。問題ありません。</p>

<p>推進委員 川面地区 推進委員</p> <p>中川地区 推進委員</p>	<p>事案番号 8 番について、確認しました。問題ありません。</p> <p>事案番号 9 番から 1 6 番について、確認しました。問題ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、今月の議案についての審議は終了しました。</p> <p>これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。</p> <p>引き続き、協議会を開催します。</p>